

第 2 回

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日 時 平成 1 5 年 2 月 1 8 日 (火) 午後 1 時 ~

場 所 吾北村中央公民館 2 階大ホール

第2回 伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日時：平成15年2月18日（火） 午後1時～

場所：吾北村中央公民館2階大ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 協議事項

協議第2号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会における協議の方針について

協議第3号 新町建設計画の策定方針について

協議第4号 合併の方式について〔協定項目第1号〕

協議第5号 合併の期日について〔協定項目第2号〕

協議第6号 新町の名称について〔協定項目第3号〕

協議第7号 新町の事務所の位置について〔協定項目第4号〕

協議第8号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて〔協定項目第7号〕

(2) 議 案

議案第4号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程（案）について

(3) その他

第3回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

5 閉 会

第 2 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議資料目次

(1) 協議事項

協議第 2 号	伊野町・吾北村・本川村合併協議会における協議の方針について	... P 1 ~ 10
協議第 3 号	新町建設計画の策定方針について P 11 ~ 14
協議第 4 号	合併の方式について	〔協定項目第 1 号〕 P 15 ~ 16
協議第 5 号	合併の期日について	〔協定項目第 2 号〕 P 17 ~ 19
協議第 6 号	新町の名称について	〔協定項目第 3 号〕 P 20 ~ 21
協議第 7 号	新町の事務所の位置について	〔協定項目第 4 号〕 P 22 ~ 23
協議第 8 号	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	〔協定項目 7 号〕 ... P 24 ~ 27

(2) 議 案

議案第 4 号	伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程（案）について P 28 ~ 30
---------	---------------------------------	-----------------

(3) その他

第 3 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について P 31
------------------------------	------------

協議第 2 号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会における協議の方針について

別紙のとおり伊野町・吾北村・本川村合併協議会における協議の方針を定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 2 月 1 8 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

伊野町・吾北村・本川村合併協議会における協議の方針

1 調整方針案の作成要領

伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第12条及び第13条による幹事会・専門部会が、伊野町・吾北村・本川村（以下「3町村」という。）の協議する項目（以下「調整方針」という。）の行政制度の調整方針案を作成するに当たっては、次の要領を基本として作成する。

2 行政制度の調整の基本的考え方

行政制度の調整とは、3町村が現在執行している事務事業について、現在の状況を明らかにすることをいう。

各種の事務事業の調整に当たっては、次の6原則を総合的に勘案して調整するものとする。

一体性確保の原則	<p>新町に移行する際に、住民生活に支障がないように速やかな一体化の確保に努める。</p> <p>新町に移行する際に、住民生活に混乱をきたすことがあってはならない。特に、住民票などの各種証明書の発行、各種申請の手続き、保健・福祉サービス、各種施設の利用など住民の生活に直接関わる事項については、支障が生じないように速やかな一体性の確保に努める。</p>
住民福祉向上の原則	<p>住民サービス及び住民福祉の向上に努める。</p> <p>現在3町村が執行している各種の事務事業で、国・県の制度に基づくサービスに3町村間で差異があるものについては、現行サービスの水準を低下させないことを原則として統合するよう事務事業を調整するものとするが、3町村が独自制度化しているサービスについては、財政的にも考慮して事務事業を調整する。</p>
負担公平の原則	<p>負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。</p> <p>新町の税金、保険料、各種手数料・使用料、保育料など住民が直接負担するものについては、その税金や料金において、負担公平の原則に立ち住民に不公平感を与えないように十分配慮するとともに、3町村の行政格差を生じないように努める。</p>
健全な財政運営の原則	<p>新町において健全な財政運営に努める。</p> <p>新町において多様化・高度化する行政需要に的確に応えられるように経常的経費と投資的経費の均衡に配慮し、地方分権時代に対応可能な健全な財政運営に努める。</p>
行政改革推進の原則	<p>行政改革の視点から事務事業の見直しに努める。</p> <p>行政改革の視点から3町村の事務事業を精査し、敏速で効率的な行政運営が図れるよう見直しに努める。</p>
適正規模準拠の原則	<p>新町の規模に見合った団体に移行する。</p> <p>新町は広大な面積を有する町となるため、行政のあるべき姿を明確化し、規模に見合った団体に速やかに移行する。</p>

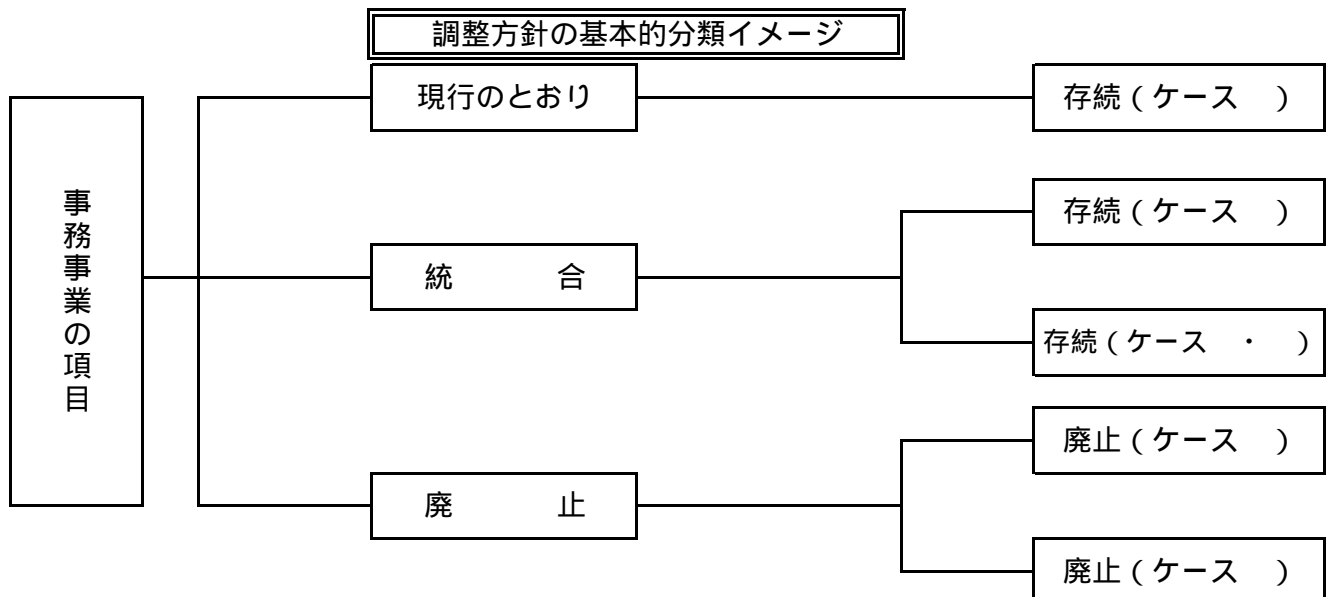
以上を大原則としながら、次の点にも留意する。

- 一 住民生活に大きく影響のある項目については、試算や対応策等を具体的に提示する。
- 二 協議に困難性を伴う項目が発生した場合は、県の合併支援本部に指導・助言を要請する。

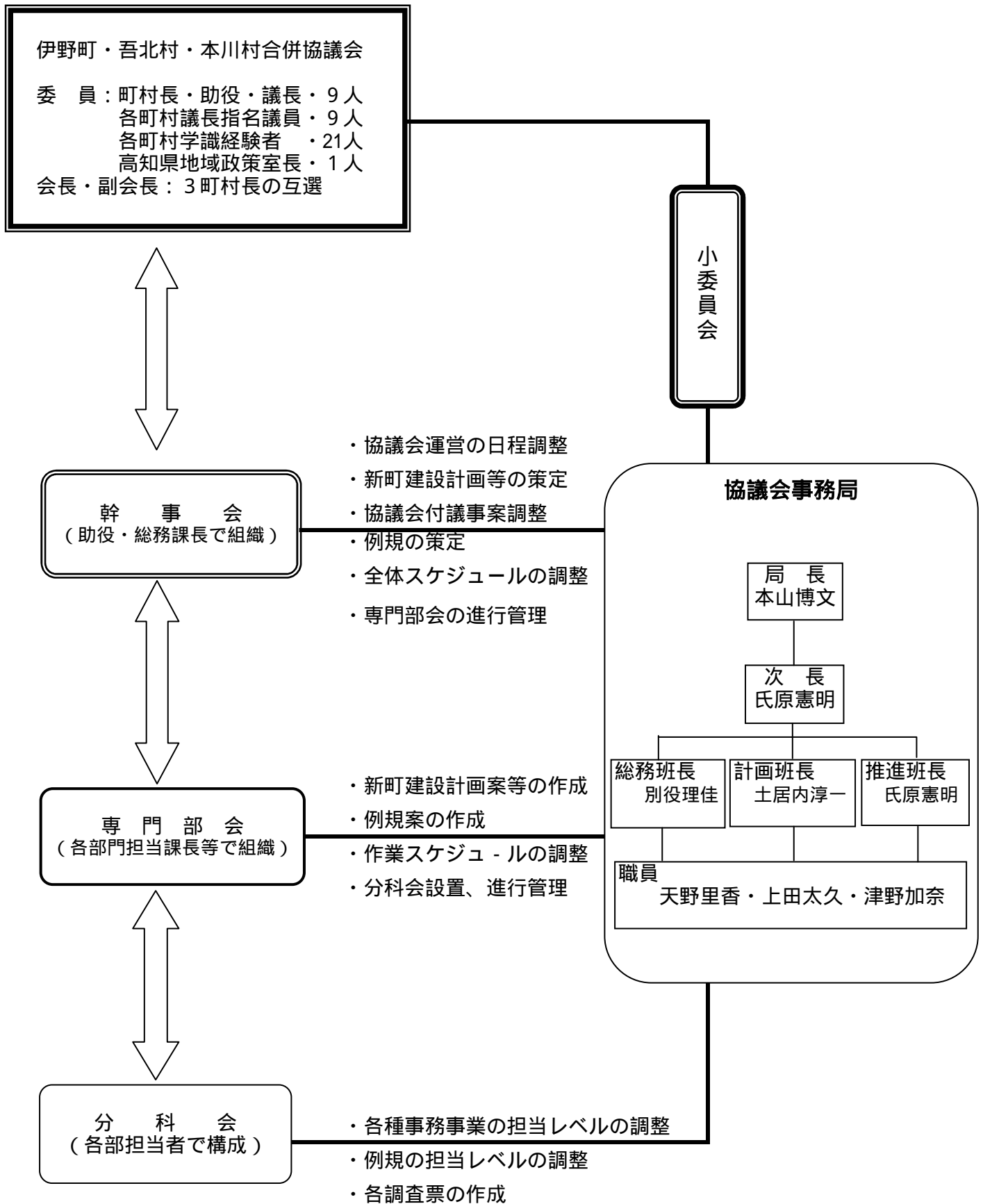
3 調整方針案の基本的分類

各協定項目の協議にあたっては、幹事会を中心に専門部会及び分科会を活用して調整方針案をとりまとめ、協議会において決定するものとする。なお、必要に応じて小委員会を設置して専門的な研究を行い調整方針案をとりまとめ、協議会において決定する。

現行のとおり	3町村が同一のため、現行のまま新町に引き継ぐ事項をいう。 新町の発足の日からそのまま新町へ移行することが適当な事項に用いる。
合併時に統合	3町村で制度化しているが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町村で制度化されていないため調整が必要な事項で、新町の発足の日から施行する事項をいう。 また、まったく新しく制度化する方法と同一に近い例にあわせて調整する方法があるが、協議会において調整方針を決定し、3町村において合併までに調整方針に従い具体的に調整することが適当な事項に用いる。
新町において策定	3町村で制度化しているが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町村で制度化されていないため調整が必要な事項で、新町の発足の日から施行するよりも、新町において、新町の状況を見ながらできるだけ速やかに公布する方が適当な事項をいう。
合併後に統合	3町村で制度化しているが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町村で制度化されていないため調整が必要な事項で、新町の発足の日から当分の間は、旧町村の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で統合する事項をいう。 協議会において調整方針を決定し、合併後、調整方針に従い具体的に調整することが適当な事項に用いる。
合併時に廃止	3町村で制度化されているが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町村で制度化されていないため調整が必要な事項であるが、新町の発足の日の前日までに廃止する事項をいう。 社会情勢の変化により制度の必要性がなくなり廃止することが適当な事項に用いる。
合併後に廃止	3町村で制度化されているが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町村で制度化されていないため調整が必要な事項であるが、新町の発足の日から当分の間は、旧町村の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で廃止する事項をいう。 協議会において調整方針を決定し、合併後、調整方針に従い具体的に調整することが適当な事項に用いる。

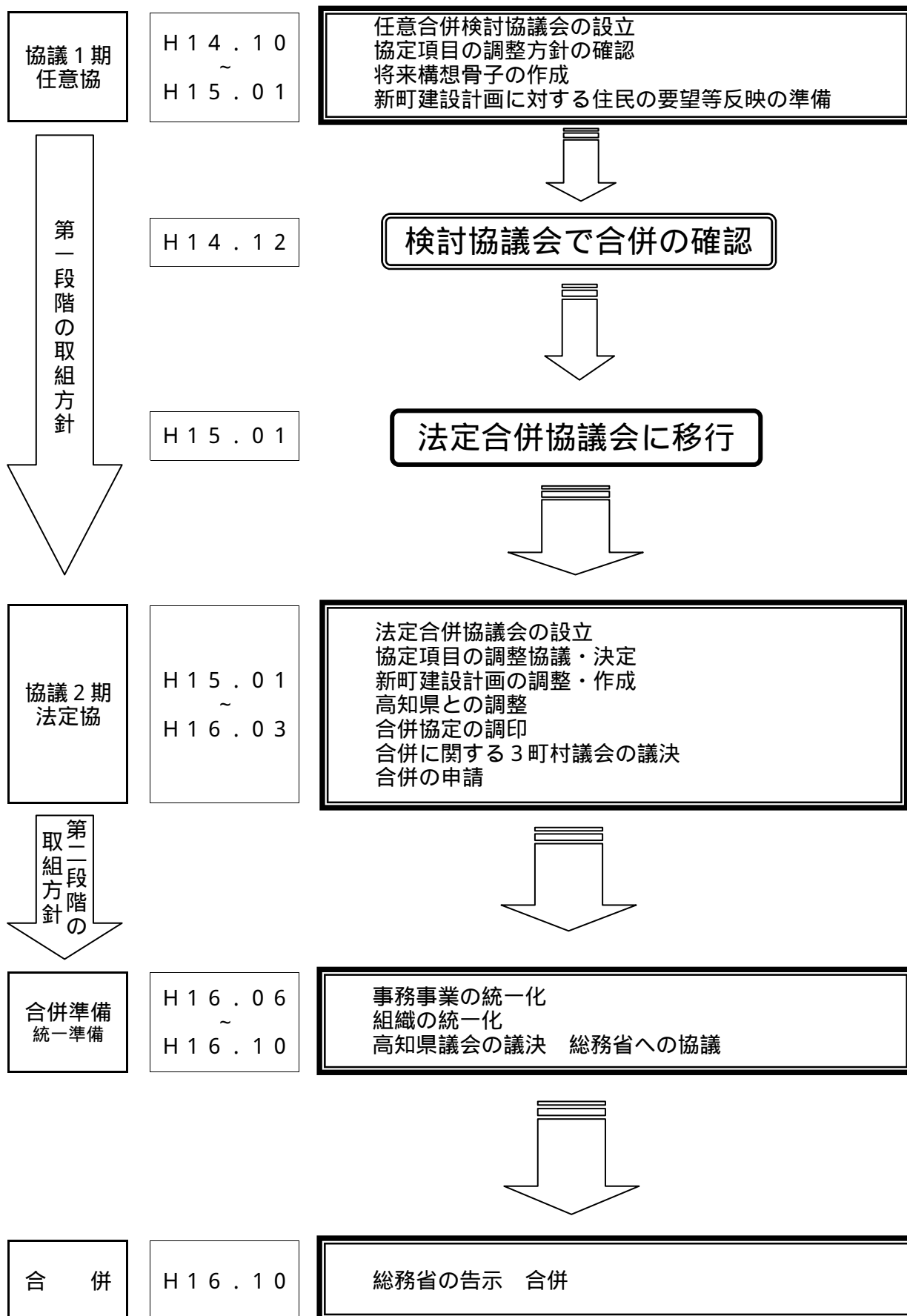


4 構成



5 合併協議会の全体協議日程

合併協議会は、住民の意向を反映させ適切な確認を経て計画的に推進



6 協議項目

基本的協定項目

1	合併の方式	<p>合併の方式は、「新設合併（対等合併）」と「編入合併」の2つ方式があります。</p> <p>「新設合併（対等合併）」とは、3町村を廃止して、新たに一つの町（以下「新町」という。）を置く場合をいいます。</p> <p>編入合併は、一つの町または村の行政区域に他の町または村を加える場合をいいます。いずれの方式を採用するかを協議会で決定します。</p>
2	合併の期日	<p>合併の期日については、法律上の規定はありません。</p> <p>合併の効力が発生する総務大臣の告示がなされるまでには、住民の合意形成協議会でのさまざまな協議事項の決定、3町村の議会や県議会の議決などを経て、総務大臣による官報での告示までの手続きに相当の期間を必要とします。</p> <p>なお、市町村の合併特例法に関する法律（合併特例法）には期限があり、この合併特例法に関する支援措置が受けられるのは、平成17年3月31日までに合併した場合に限られます。</p>
3	新町の名称	<p>新町の名称は、合併の方式によってその取り扱いが異なります。</p> <p>「新設合併」の場合は、3町村が全て廃止されるため、新町の名称を決めなければなりません。</p> <p>新町の名称は、『伊野町』との声が大きいが、住民生活の基礎となるものであり、住民の一体感を醸成するとともに、地域の歴史や文化の継承、新町の創造に向けて重要な役割を担うものなので、住民の意向を調査（住民への公募）して協議会で定めます。</p>
4	新町の事務所の位置	<p>「新設合併」の場合には、新町役場の事務所の位置を決めなければなりません。</p> <p>位置を定めるに当たっては、地方自治法では、「住民の利用に最も便利で、交通の事情、他の官公庁との関係等について適当な考慮をあらわなければならない」とされていますので、協議会で定めます。</p>
5	財産及び債務の取扱い	<p>合併後の町の一体性の観点から、合併前の3町村が持っていた土地、建物、債権及び債務などは、すべて新町に引き継ぐ場合が多く、公の施設を共有できることは、住民にとって大きなメリットとなります。これらの取り扱いについて協議会で決定します。</p>

合併特例法に記載されている協定項目

6	地域審議会の取扱い	<p>合併特例法では、「合併3町村の協議により、期間を定めて3町村に、3町村の区分であった地域ごとに、当該新町が処理する当該区域に係る事務に関して新町の長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項につき、新町の長に意見を述べる審議会を置くことができる」と定められており、その活用を図るのか協議会で決定します。</p>
7	議会議員の定数及び任期の取扱い	<p>「新設合併」の場合、3町村の議会の議員はすべて身分を失うこととなります。</p> <p>【一般原則】</p> <p>地方自治法第7条第6項の告示による新町の設置の日から50日以内に、同法第91条により算定された定数（26人）に基づき、新町の議会議員の選挙を行うこととなります。（公職選挙法第33条第3項、第117条）</p> <p>【定数特例措置】</p> <p>「新設合併」の場合、新町の議会の議員の定数（26人）は、旧3町村の議会の議員定数の総和（41人）に比べて著しく少なくなることから、その激減緩和のため、設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、3町村の協議により、地方自治法第91条第1項の定数の2倍（52人）を超えない範囲で定数を増加して選挙することができます。</p> <p>（合併特例法第6条第1項）</p>

7	議会議員の定数及び任期の取扱い	<p>【在任特例措置】</p> <p>3町村の議会の議員で新町の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、3町村の協議により、合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間に限り、引き続き新町の議会の議員として在任することができます。（合併特例法第7条第1項第1号）</p> <p>以上の3通りの方法のいずれによるか協議会で決定します。</p>
8	農業委員の定数及び任期の取扱い	<p>「新設合併」の場合、3町村の農業委員会の委員はすべての身分を失うこととなります。</p> <p>【一般原則】</p> <p>地方自治法第7条第6項の告示による新町の設置の日から50日以内に設置による一般選挙を行います。また、選任委員（農業協同組合、農業共済組合、議会）についても速やかに選任します。（公職選挙法第33条第3項、農業委員会等に関する法律第11条及び第12条）</p> <p>【特例措置】</p> <p>3町村の農業委員会の選挙による委員で、新町の被選挙権を有することとなるものは、80人を超えず10人を下らない範囲で定めたものに限り、合併後1年を超えない範囲で定めた期間は、引き続き新町の農業委員会の委員として在任することができます。（合併特例法第8条第1項第1号）</p> <p>なお、選任による委員については、特例措置は定められていないので、合併後速やかに農業委員会等に関する法律に定める手続きにより委員を選任することとなります。</p> <p>以上の2通りの方法のいずれによるか協議会で決定します。</p>
9	一般職の身分の取扱い	<p>「新設合併」及び「編入合併」のいずれにおいても3町村の合併が行なわれた場合には、一般職員が勤務していた3町村の法人格が消滅するため、当該職員は失職することとなります。</p> <p>しかし、合併特例法においては、「3町村の協議により、3町村の合併の際、現にその職に在る3町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員としての身分を保证するように措置しなければならない。」と定められており、協議会において3町村の一般職の職員を新町の職員として引き継ぐ旨の取り決めを行うこととなります。</p> <p>また、同法には、「新町は職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められているため、旧3町村の職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その状況を比較検討し、合併前後で著しい不均衡が生じないように取り決めを行うことが必要となります。</p>
10	地方税の取扱い	<p>現行の地方税法上、市町村が課することのできる税は、「市町村民税」「固定資産税」「軽自動車税」などの普通税と「入湯税」「都市計画税」「国民健康保険税」などの目的税があります。</p> <p>このうち、税率が法で定められ変更の余地がない「市町村たばこ税」以外は、3町村間で税目によって税率が異なっている場合や課税する税目が異なっている場合があります。</p> <p>こうした場合、合併後直ちに、新町の全区域にわたって均一課税を課することにより、住民負担に均衡を欠くこととなると認められる場合に、合併特例法では、「市町村の合併が行なわれた日が属する年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税をすることができる」とこととされています。新町において不均一課税が適当とする場合は、その税目、実施時期などについて、予め協議会で協議しておきます。</p>
<p>その他必要な協定項目</p>		
11	特別職の身分の取扱い	<p>「新設合併」の場合は、3町村の首長、助役、収入役、教育長、各種審議会委員などの特別職員は全員身分を失い、新町で新たに選挙あるいは選任されることとなります。特別な扱いが定められている農業委員会委員を除いた、他の3町村の行政機関である教育委員会委員、選挙管理委員会委員、固定資産評価審査委員会委員は、新町の発足の日欠くことはできませんので、これらの委員の取扱いについて、予め協議会で協議します。</p>

12	条例・規則等の取扱い	<p>「新設合併」の場合、旧3町村の法人格は消滅するため、条例・規則は全て失効するので、新町において必要な条例・規則等は、原則として新町において新たに制定して施行されることとなります。</p> <p>しかし、新町の発足の日から直ちに施行しなければならない条例については、新町の職務執行者の専決処分により、即時制定し執行することとし（規則等については職務執行者の職権により制定し施行する。）、新町発足当初に特に緊急性を要しない条例・規則等については、合併後速やかに制定することとなります。</p> <p>また、例外として、新町において条例・規則等が制定されるまでの間、職務執行者は、従来地域で施行されている条例・規則等を新町の条例・規則として引き続き施行することができます。</p> <p>いずれにしましても、協議会において、合併後専決処分によってどの条例を制定し施行するのか、あるいはどのような条例・規則等を引き続き施行のかなど、十分協議することとなります。</p>
13	事務機構及び組織の取扱い	<p>「新設合併」の場合、新しい条例や規則などに基づいて機構や組織を新たに設置する必要があります。</p> <p>新町の事務機構及び事務処理組織（支所機能）の設置は、新町の職務執行者が行うこととなりますが、その準備については、3町村間で協議を行った上で、合併後の事務執行に支障が生じないように配慮するとともに、新町の将来の効率的な事務運営につながるように、協議会において内容を固めておくことが必要となります。</p>
14	一部事務組合等の取扱い	<p>合併の際に、伊野町及び吾北村が構成団体となっている地方自治法に定めのある一部事務組合、本川村が構成団体となっている同組合などについては、3町村とともに法人格が消滅するので、3町村とこれらの広域行政事務を共同で行っている関係地方自治体との協議を十分踏まえて、合併協議会でその取扱いを決めることとなります。</p>
15	使用料、手数料等の取扱い	<p>使用料や手数料については、条例や規則で定めることになるため、予め関係条例などの取り扱いを含めて合併後の取り扱いを協議会で決めることとなります。</p>
16	公共的団体等の取扱い	<p>公共的団体などの取り扱いとは、3町村の区域内に組織されている商工会や森林組合等の産業経済団体、老人クラブ、青年団、婦人会、文化推進協議会等の文化事業団体等のすべての団体を含み、法人たると否とを問わず取り扱いを同じく調整するものです。</p> <p>合併特例法では、市町村の合併に際して、その区域内の公共的団体等はその統合整備を図るようつとめなければならない」とされています。</p> <p>商工会のように、組織の強化の観点から法律により合併を推進している団体も存在しますが、多くは、自主的な合併によって統合を期待する団体となります。</p> <p>したがって、公共的団体の統合が速やかにされるよう協議会において検討し理解を求めて行くこととなります。</p>
17	各種団体への補助金、交付金の取扱い	<p>3町村においては、それぞれの施策として、各種団体に対して補助金や交付金を交付しています。</p> <p>合併の際には、3町村が従来行ってきた補助制度の経緯・実情を十分把握するとともに、新町の振興にどのように役立てていくのかを明確にし、新町の財政状況に配慮しつつ調整を図る重要な協議事項です。</p>
18	町、字の区域及び名称の取扱い	<p>合併の際に、字の区域の設定、若しくは廃止、または、字の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、新町の長が議会の議決を経てこれを定め、県知事に届け出る手続きが必要です。</p> <p>事前に3町村で字名の取り扱いを協議しておくことが適当ですが、字の区域や名称については、地域の歴史や文化をあらわし、愛着の深いことから、合併しても従来どおり存続させる例が多いようです。</p>
19	3町村の慣行の取扱い	<p>3町村の章、3町村の花・木・鳥、憲章、宣言、行事等の各種慣行について、地域の伝統や文化と深い結びつきが強いものがあります。</p> <p>これらの慣行については、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しながら、取り扱いを協議していくこととなります。</p>

20	国民健康保険事業の取扱い	旧3町村間では、国民健康保険事業での給付の内容や税率が異なっているものも多く、調整が必要です。 保険事業の財政状況を把握し、事業の健全な育成を考慮しつつ、新町の住民の間で不均衡が生じないように十分留意し、調整する必要があります。
21	介護保険事業の取扱い	旧3町村間では、介護保険事業でのサ - ビスの内容や税率が異なっているものも多く、調整が必要です。 保険事業の財政状況、介護施設の設置状況等を把握し、事業の健全な育成を考慮しつつ、新町の住民の間で不均衡が生じないように十分留意し、調整する必要があります。
22	消防団の取扱い	3町村が合併すると、伊野町消防団、吾北村消防団及び本川村消防団が一つの町に存在することになります。また、綿密な連携を取っている広域消防組合も、仁淀広域消防組合と嶺北広域消防組合と異なります。 地域住民の付託を一身に受け、日夜消防活動に精励されてきた伝統ある消防団の意思を十分尊重し、合併後も一致団結して、円滑な消防活動に邁進できるように協議会で協議する必要があります。
23	各種事務事業の取扱い	これら以外に旧3町村間で実施している独自の各種事業のなかで、合併に伴い住民に直接大きな影響を与える事業や多額の経費を要するものについて、住民サ - ビスの低下にならないよう留意しながら、協議会で調整する必要があります。
23-	電算システム事業の取扱い	旧3町村間で可動している電算の機種やプログラムの内容が異なる場合、合併後の円滑な事務処理ができるように、予め協議会で協議することになります。
23-	広域行政事務組合の取扱い	「新設合併」の場合は、旧3町村は消滅するので、新たに広域行政事務組合に加入することになります。組織後の円滑な運営ができるように、他の組織団体とも十分調整しながら、これらの取り扱いについて協議会で協議することになります。
23-	各種福祉制度の取扱い	旧3町村間で実施している各種福祉制度のなかで、合併に伴い住民に直接大きな影響を与える制度や多額の経費を要するものについて、新町の住民の間で不均衡が生じないように、協議会で調整することになります。
23-	水道事業の取扱い	旧3町村間で水道管理の内容や水道料金が異なっている場合、新町の住民の間で不均衡が生じないように、協議会で調整することになります。
23-	町村立学校等の通学区域の取扱い	旧3町村間で通学区域の取扱いが異なる場合、新町の児童・生徒間で不均衡が生じないように、協議会で調整することになります。
23-	広聴広報関係事業の取扱い	旧3町村間で広聴会の取扱いや広報の編集方法が異なる場合、新町において円滑な運営ができるように、予め協議会で調整することになります。
23-	納税関係の取扱い	各種納税事務について、納付書の配布方法や納期が異なる場合は、新町の住民の間で不均衡が生じないように、予めその取り扱いについて協議会で調整することになります。
23-	防災関係の取扱い	旧3町村間で防災計画などの取扱いが異なる場合、新町において円滑な運営ができるように、予め協議会で調整することになります。
23-	保健衛生関係事業の取扱い	旧3町村間で実施している各種保健衛生事業のなかで、合併に伴い住民に直接影響を与える事業などについて、新町の住民の間で不均衡が生じないように、協議会で調整することになります。
23-	公の施設の取扱い	旧3町村間の公の施設の使用許可内容、賃貸借条件などが異なる場合、新町において円滑な運営ができるように、予め協議会で調整することになります。
23-	人権対策関係事業の取扱い	旧3町村間で実施している人権対策関係事業の内容が異なる場合は、新町の住民の間で不均衡が生じないように、予めその取り扱いについて協議会で協議することになります。

23-	農林水産関係事業の取扱い	3 町村間で独自に実施している各種農林水産関係事業において、合併に伴い住民に直接影響を与える事業などについて、新町の住民の間で不均衡が生じないように、協議会で調整することになります。
23-	商工観光関係事業の取扱い	3 町村間で独自に実施している各種商工観光関係事業において、合併に伴い住民に直接影響を与える事業などについて、新町の住民の間で不均衡が生じないように、協議会で調整することになります。
23-	建設関係事業の取扱い	3 町村間で独自に実施している各種建設工事関係事業において、合併に伴い住民に直接影響を与える事業などについて、新町の住民の間で不均衡が生じないように、協議会で調整することになります。
23-	学校教育関係の取扱い	3 町村間で独自に実施している学校教育関係のなかで、合併に伴い直接大きな影響を与える制度や多額の経費を要するものについて、新町において適当か否か、協議会で調整することになります。
23-	社会教育関係の取扱い	3 町村間で独自に実施している社会教育関係のなかで、合併に伴い住民に直接大きな影響を与える制度や多額の経費を要するものについて、新町の住民の間で不均衡が生じないように、協議会で調整することになります。
23-	社会福祉協議会の取扱い	社会福祉協議会は、法律において1市町村1社会福祉協議会と定められています。 3 町村が合併すると、社会福祉協議会も合併することになり、3 町村の合併よりも合併時期が早くないと支障が生じるようです。 3 町村間で独自に実施している社会福祉協議会への委託事業などで、合併に伴い住民に直接大きな影響を与える制度や多額の経費を要するものについて、協議会で調整することになります。
23-	定住促進対策の取扱い	3 町村間で独自に実施している定住促進対策事業などで、合併に伴い住民に直接大きな影響を与える制度や多額の経費を要するものについて、新町での取扱いを統一するため、協議会で調整することになります。
23-	その他行政サービスにかかる各種制度の取扱い	3 町村間で独自に実施している行政サービスにかかる各種制度などで、合併に伴い住民に直接影響を与えるサービスや多額の経費を要する制度について、新町の住民の間で不均衡が生じないように、協議会で調整することになります。

新町建設計画

1	新町将来構想の確定	3 町村の合併後の将来構想について、住民の意向調査とともに重点施策を協議会で検討することになります。
2	新町建設計画の策定	3 町村の合併後の将来構想に基づいて、住民の意見を反映した具体的な計画を協議会で策定することになります。

協議第3号

新町建設計画の策定方針について

別紙のとおり新町建設計画の策定方針を定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年2月18日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

協議第3号

新町建設計画の策定方針（案）

1. 新町建設計画の策定方針について

「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」に基づき、協議会で策定する新町建設計画については、次の方針で臨むものとする。

- （1）本計画は、伊野町・吾北村・本川村の合併後の新町のソフト、ハード両面を含めた、まちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより、新町の速やかな一体性の確立を促し、住民福祉の向上と新町全体の均衡ある発展を目指すものとする。
- （2）本計画は、新町を建設していくための基本方針、また、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の統合整備および財政計画を中心として構成する。
- （3）本計画における主要事業、公共的施設の統合整備および財政計画は、合併後10年間について定めるものとする。
- （4）新町建設の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとする。
- （5）公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとする。
- （6）財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新町において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。

2. 市町村建設計画に関する合併特例法の規定について

- （1）計画の作成主体（合併特例法第3条第1項）

市町村建設計画は協議会が作成

- （2）計画の内容（合併特例法第5条第1項）

市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について作成する。

合併市町村の建設の基本方針

合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
公共的施設の統合整備に関する事項
合併市町村の財政計画

(3) 計画作成上の留意事項等 (合併特例法第 5 条第 2 項)

合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮する。

(4) 計画作成の手続き (合併特例法第 5 条第 3 項、第 4 項) 及び合併の手続き (地方自治法第 6 条、7 条)

協議会において建設計画 (原案) を作成

協議会から県知事に対し、建設計画 (原案) の事前協議

事前協議終了後、協議会から、県知事に対し建設計画の正式協議

県知事から異議ない旨の回答

関係町村で合併協定書に調印

市町村建設計画を正式に総務大臣及び県知事に送付

総務大臣から市町村建設計画を国の関係行政機関の長に送付

関係町村議会による合併議案の議決

県知事への合併申請

県議会による合併の議決・県知事による合併の決定

県知事による総務大臣の届出・総務大臣による告示

合 併 施 行

3 . 新町建設計画の策定スケジュールについて

第1ステップ	新町将来構想の策定
H15.2	専門部会で民間コンサルタントの原案をベースに協議・検討
H15.2	幹事会で事務局案を協議・検討
H15.3～H15.5	新町将来構想策定小委員会で新町将来構想（案）を検討・策定
H15.6	協議会で新町将来構想を決定
第2ステップ	新町将来構想をベースに新町建設計画を策定
H15.3～H15.6	専門部会で新町建設計画に盛り込む施策、事業等を協議・選定
H15.4～H16.1	専門部会（総務財政部会）で財政シュミレーション
H15.4～H16.1	幹事会で事務局案を協議・検討
H15.6～	協議会で新町建設計画の協議・検討
H15.9	事務局において新町建設計画の概要について住民への説明会を開催
H15.11	新町建設計画（案）を策定
H16.1	県との協議を経て新町建設計画を決定、住民への広報

協議第 4 号

合併の方式について

別紙のとおり合併の方式を定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 2 月 1 8 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

協 定 項 目			1 合併の方式について		
留 意 事 項	方式の方法	新設（対等）合併	編入（吸収）合併		
	合併方式の定義	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。		
	新自治体の法人格	合併関係市町村（合併前の市町村）の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。		
	新自治体名の名称	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することができる。		
	新しい事務所の位置	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。		
	現市町村長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。		
	議会議員の身分	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される（消滅する）市町村の議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）	
			次のいずれかによることができる。	次のいずれかによることができる。	
		特例	定数 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍まで）とする。	増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。（増加分は編入された区域に配分）	
		在任	合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の在任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。	
	農業委員の身分	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される（消滅する）市町村の委員は全て失職する。	
		特例	合併関係市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される（消滅する）市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。	
	特別職の身分		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される（消滅する）市町村の特別職の職員は全員失職する。	
	一般職の身分		市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により、編入する市町村に身分が引き継がれる。	
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）		
調整の方針（案）	伊野町、吾北村及び本川村を廃止し、その区域を持って新しい町を設置する新設（対等）合併とする。				
協議の結果	伊野町、吾北村及び本川村を廃止し、その区域を持って新しい町を設置する新設（対等）合併とする。				

協議第 5 号

合併の期日について

別紙のとおり合併の期日を定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 2 月 1 8 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

協 定 項 目	2 合併の期日について																																				
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・住民との合意形成に要する時間 ・住民生活への影響 ・合併時に想定される事務事業又は公的行事等との調整 ・法定協議会の協議の進捗 ・首長、議会議員の任期 ・関係町村の法人格消滅に伴う決算等合併時の事務処理、事務の引継ぎ <p>「合併の特例に関する法律」の期限は、平成17年3月31日まで。同期限までに合併が行われない場合は、同法に基づく財政支援措置等は、受けられないことになる。</p>																																				
主な財政措置	<p>普通交付税の算定の特例（第11条）</p> <p>合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、合併前の区域で算定される額の合算額を下回らないように算定し、その後の5年度で当該算定による増加額が段階的に縮減される。</p> <p>合併特例債（第11条の2）</p> <p>市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積み立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、合併特例債を充当（充当率95%）でき、その元利償還金の70%が普通交付税で措置される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併市町村のまちづくりのための建設事業 ・合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等に対する基金の積み立て 																																				
参 考	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、4月1日に新市町村を発足させる団体は過去から多いが、年度末は納入・支払いが集中するため、伝票整理や決算処理に苦勞することが多いようである。 ・閉庁日に新町を発足すれば、電算機器等の試行ができ、トラブルへの対応が可能と思われる。 <p>3町村の長、議員の任期</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>伊野町</th> <th>吾北村</th> <th>本川村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首長</td> <td>平成14年4月11日 (平成18年4月10日)</td> <td>平成13年2月11日 (平成17年2月10日)</td> <td>平成11年5月16日 (平成15年5月15日)</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>平成15年1月16日 (平成19年1月15日)</td> <td>平成12年10月16日 (平成16年10月15日)</td> <td>平成15年2月14日 (平成19年2月13日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>昭和60年4月1日以降の先進地事例（施行期日集計）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>1月1日</td> <td>1件</td> <td>2月1日</td> <td>4件</td> <td>4月1日</td> <td>5件</td> <td>11月1日</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>1月21日</td> <td>1件</td> <td>3月1日</td> <td>2件</td> <td>5月1日</td> <td>2件</td> <td>11月30日</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>1月31日</td> <td>1件</td> <td>3月3日</td> <td>1件</td> <td>7月1日</td> <td>1件</td> <td>合 計</td> <td>23件</td> </tr> </tbody> </table>		伊野町	吾北村	本川村	首長	平成14年4月11日 (平成18年4月10日)	平成13年2月11日 (平成17年2月10日)	平成11年5月16日 (平成15年5月15日)	議員	平成15年1月16日 (平成19年1月15日)	平成12年10月16日 (平成16年10月15日)	平成15年2月14日 (平成19年2月13日)	1月1日	1件	2月1日	4件	4月1日	5件	11月1日	2件	1月21日	1件	3月1日	2件	5月1日	2件	11月30日	1件	1月31日	1件	3月3日	1件	7月1日	1件	合 計	23件
	伊野町	吾北村	本川村																																		
首長	平成14年4月11日 (平成18年4月10日)	平成13年2月11日 (平成17年2月10日)	平成11年5月16日 (平成15年5月15日)																																		
議員	平成15年1月16日 (平成19年1月15日)	平成12年10月16日 (平成16年10月15日)	平成15年2月14日 (平成19年2月13日)																																		
1月1日	1件	2月1日	4件	4月1日	5件	11月1日	2件																														
1月21日	1件	3月1日	2件	5月1日	2件	11月30日	1件																														
1月31日	1件	3月3日	1件	7月1日	1件	合 計	23件																														
調 整 の 方 針 (案)	諸条件を総合的に勘案して、平成16年10月1日とする。																																				
協 議 の 結 果	諸条件を総合的に勘案して、平成16年10月1日とする。																																				

協議第 6 号

新町の名称について

別紙のとおり新町の名称の定め方について、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 2 月 1 8 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

協 定 項 目	3 新町の名称について
留意事項	<p>新町の名称については、合併の方式によってその取り扱いが異なり、新設合併の場合は関係市町村がすべて廃止されるので、新しい町の名称を決めることになる。町の名称は住民生活の基本となるものであることから、その地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度及び住民の一体感を醸成しやすく対外的にも覚えやすい名称を選択することが望ましい。</p>
先進事例	<p>あきる野市 合併協議最大の難問であった。旧秋川市の委員から、秋川の名前を捨てるから、五日市町も五日市の名称にこだわらずに話し合いを進めようという提案がされたが、五日市側はあくまで五日市の名称にこだわる姿勢があったために、なかなか決まらない状況があった。小委員会において住民アンケート、東京都知事一任等の案が提案されたが、合併協議会で決めないと住民の理解が得られないということから、結局意見の一致をみず小委員会は解散。最終的には両首長の協議により地域の歴史的名称の由来から「あきる野市」が選ばれた。</p> <p>篠山市 任意協議会で新市町村の名称を「篠山」を入れたものとする事は決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、町長会において、定着度・歴史・知名度・住民公募の結果・一体感醸成の観点から実質的に決定した。</p> <p>西東京市 住民公募の後、小委員会を設置した上で10点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は市内在住者に限定することなく応募葉書、電子メール、FAX等により参加をお願いし多数の応募があった。選定は困難を極めたが、地理的イメージ 地域の特徴 歴史・文化 市民の理想表現 合併記念 その他の分類で絞り込みを行った。その上で市民意向調査により市民の投票数の最も多かった「西東京市」を新市名として決定した。</p> <p>対馬市 対馬市においては、下県郡厳原町と上県郡上県町で新市と事務所の位置について合併協議会での協議では決まらず、最終的に多数決の方法で、新市名は対馬市と、事務所の位置は厳原町に決定した。</p>
調整方針(案)	<p>新町の名称は、合併検討協議会において確認された、「古くから紙の町として全国的にも名が知られている『伊野町』とするのが望ましいが、住民の意見を聞いたうえで法定協議会において決定する。」との調整方針案を踏まえ、合併協議会規約第12条の規定に基づき、「新町名称検討小委員会」を設置して、小委員会で検討した新町名称候補の中から協議会において定める。</p>
協議の結果	<p>新町の名称は、合併検討協議会において確認された、「古くから紙の町として全国的にも名が知られている『伊野町』とするのが望ましいが、住民の意見を聞いたうえで法定協議会において決定する。」との調整方針案を踏まえ、合併協議会規約第12条の規定に基づき、「新町名称検討小委員会」を設置して、小委員会で検討した新町名称候補の中から協議会において定める。</p>

協議第7号

新町の事務所の位置について

別紙のとおり新町の事務所の位置を定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年2月18日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併検討協議会

協 定 項 目		4 新町の事務所の位置について	
留 意 事 項	<p>「新設合併」の場合には、新たに事務所の位置を定めなければならない。位置を定めるにあたっては、地方自治法の住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等について留意しつつ、もっぱら機能的・効率的な役割分担の観点から決定すべきである。</p> <p>【協議事項の調整方針の考え方】</p> <p>新町の事務所の位置は、現在の 役場とする。</p> <p>3 町村の現在の役場を行政機能を振り分け利用する分庁舎とする。</p> <p>新町の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、現在の 役場とする。</p> <p>新庁舎は、合併後おおむね 年以内に 地内に建設するものとする。</p> <p>現在の 役場と 役場は（総合支所、支所）とする。なお、合併協議の段階では仮に事務所の位置を決めておき、新町としてスタートし住民の一体感が醸成された後に事務所の位置を正式に決定する方法も考えられる。</p>		
	<p>地方自治法第4条第1項、同条第2項の定めで、事務所の位置を定める場合には、住民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官庁署との関係等に適切な考慮を払い、条例で定めなければならない。</p> <p>また、行政実例では、番地まで決定すべきが原則とされている。</p> <p>支所とは市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味する。一部の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所でない。</p> <p>地方自治法第155条第1項の定めでは、「支所」又は「出張所」は、条例によって設けることができる。</p> <p>また、行政実例では、「支所」、「出張所」以外の名称は適当でないとされている。</p>		
参 考 実 例	市町村名	合併期日	事 務 所 の 位 置
	さいたま市	H 1 3 . 5 . 1	<p>新市の事務所の位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。</p> <p>将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官庁署との関係など、市民の利便性を考慮し、将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。</p> <p>将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。また、併せて、新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設するものとする。</p>
	西東京市	H 1 3 . 1 . 1 2	<p>新市の事務所の位置は、田無市南5丁目6番1号とする。現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。</p>
	あきる野市	H 7 . 9 . 1	<p>事務処理上の事務所の位置ということで、「旧秋川市役所」の位置とした。</p>
調整の方針（案）		<p>新町の事務所の位置は、住民の利便性を確保することを優先するとともに、官公署との連携、交通網の利便性、町としての機能の充実、社会資本の整備状況等総合的に判断して、概ね5年以内に伊野町に建設するのが望ましい。</p>	
協 議 の 結 果		<p>新町の事務所の位置は、住民の利便性を確保することを優先するとともに、官公署との連携、交通網の利便性、町としての機能の充実、社会資本の整備状況等総合的に判断して、概ね5年以内に伊野町に建設するのが望ましい。</p>	

協議第 8 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

別紙のとおり議会議員の定数及び任期の取扱いの定め方について、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 2 月 1 8 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

協議項目		協定項目 7 議会議員の定数及び任期の取扱い	
区分	合併特例法を適用しない場合（原則）	定数に関する特例（合併特例法第 6 条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第 7 条）を適用する場合
合併関係町村の議会の議員の身分	合併関係 3 町村の廃止と同時に議員は失職する。		合併関係 3 町村の協議により、合併後 2 年を越えない範囲に限り、引き続き合併 3 町村の議会の議員として在任することができる。
任期	設置選挙の日から 4 年 【根拠法令・地方自治法第 9 3 条第 1 項】 第 9 3 条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4 年とする。		合併後 2 年を越えない範囲で協議で定める期間
定数	<p>【根拠法令】</p> <p>第 9 1 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議委員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>～ 省略</p> <p>人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 26 人</p> <p>～ 省略</p>	<p>【根拠法令】</p> <p>（議会の議員の定数に関する特例）</p> <p>第 6 条 新たに設置された合併市町村にあつては、・・・規定する定数の 2 倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。</p> <p>2 ～ 8 省略</p> <p>2 倍を越えない範囲</p> <p>・ 26 人 * 2 = 52 人以内</p>	<p>【根拠法令】</p> <p>第 7 条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第 91 条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第 3 項において準用する前条第 5 項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。</p> <p>新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 2 年を越えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間</p> <p>2 ～ 4 省略</p>
		26 人を上限として、3 町村の議会で議決された定数	

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

協議項目		協定項目7 議会議員の定数及び任期の取扱い		
区分	合併特例法を適用しない場合（原則）	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合	
選挙期日	設置の日から50日以内 【根拠法令・公職選挙法】 第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う。 2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から40日以内に行う。 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。 4～5 省略		選挙は行わない。	
補欠選挙の適用	有	有	無	
選挙区	条例で選挙区を設けることができる。 【根拠法令・公職選挙法】 第15条 1～5 省略 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。			
選挙区 の 定数	人口に比例する場合	選挙区で選挙すべき議会の議員の数 【根拠法令・公職選挙法】 第15条第8項 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。		
		【設置選挙及び一般選挙】 議員定数を26人にした場合 ・伊野町 $24,612 \times 26 / 28,729 = 22$ ・吾北村 $3,358 \times 26 / 28,729 = 3$ ・本川村 $759 \times 26 / 28,729 = 1$	【特例による設置選挙】 議員定数を52人にした場合 ・伊野町 $24,612 \times 52 / 28,729 = 45$ ・吾北村 $3,358 \times 52 / 28,729 = 6$ ・本川村 $759 \times 52 / 28,729 = 1$ 特例終了後の一般選挙については、議会の議員定数は26人となる。	【特例終了後の一般選挙】 議員定数を26人にした場合 ・伊野町 $24,612 \times 26 / 28,729 = 22$ ・吾北村 $3,358 \times 26 / 28,729 = 3$ ・本川村 $759 \times 26 / 28,729 = 1$
人口に比例しない場合	選挙区で選挙すべき議会の議員の数 【根拠法令・公職選挙法施行令】 第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。 現行定数で試算した場合 ・伊野町 $20 \times 26 / 42 = 12$ ・吾北村 $12 \times 26 / 42 = 8$ ・本川村 $10 \times 26 / 42 = 6$		該当なし	

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

協議項目 協定項目7 議会議員の定数及び任期の取扱い				
区分	内容	先進事例		
		合併市町村	合併関係市町村	合併の期日
合併特例法を適用しない場合 (原則)	選挙：合併後50日以内 数：条例で定める数 期：4年 補欠選挙の有無：有	大東町	大浜町、城東村	昭和48年4月1日
定数に関する特例を適用する場合 (合併特例法第6条)	選挙：合併後50日以内 数：法定定数の2倍以内 期：4年 補欠選挙の有無：有			
在任に関する特例を適用する場合 (合併特例法第7条)	選挙：無 数：現行議員数 期：合併後2年以内 補欠選挙の有無：無	ひたちなか市 あきる野市 篠山市 西東京市 さいたま市 さぬき市	勝田市、那珂湊市 秋川市、五日市町 篠山町、西紀町、丹南町、今田町 田無市、保谷市 浦和市、大宮市、与野市 津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	平成6年11月1日 平成7年9月1日 平成11年4月1日 平成13年1月21日 平成13年5月1日 平成14年4月1日
調整の方針(案)				
議会議員の定数及び任期の取り扱いについては、小委員会に諮問を行い、小委員会で調整された案を基に、協議会で協議し定める。				
協議の結果				
議会議員の定数及び任期の取り扱いについては、小委員会に諮問を行い、小委員会で調整された案を基に、協議会で協議し定める。				

議案第 4 号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第 12 条第 2 項の規定により、別紙のとおり小委員会設置規程を定めることについて、協議会の議決を求めます。

平成 15 年 2 月 18 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

議案第4号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）について、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、規約第3条に定める事務のうち、協議会の諮問を受けた事項に関して、協議又は調整を行うものとする。

（名称及び定数等）

第3条 小委員会の名称及び委員の定数は、次のとおりとする。

- （1）新町将来構想策定小委員会 12名以内
- （2）新町名称検討小委員会 6名以内
- （3）議員定数等検討小委員会 15名以内

2 小委員会の委員は、協議会の会長が、協議会の委員のうちから指名する。

（委員長及び副委員長）

第4条 小委員会に、それぞれ委員長及び副委員長1人を置き、小委員会の委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、小委員会の委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。

（関係者等の出席）

第6条 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における調査及び審議等の経過、結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(準用規定)

第9条 会議の運営は、伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議運営規程を準用する。この場合において、同規程中「協議会」とあるのは「協議会の小委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年2月18日から施行する。

そ の 他

1 第3回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

日時：平成15年3月31日(月)

場所：本川村プラチナ交流センター

協議予定事項： 財産及び債務の取扱い(協定項目第5号)

農業委員の定数及び任期の取扱い(協定項目第8号)

一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第9号)

地方税の取扱い(協定項目第10号)

消防団の取扱い(協定項目第22号)